

塩谷町告示第 41 号

塩谷町 公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託について公募型のプロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 7（2025）年 6 月 23 日

塩谷町長 見形 和久

記

業務概要、参加要件等別紙のとおり

塩谷町 公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、塩谷町 公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務の名称

塩谷町 公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、町有公共施設を対象とした再生可能エネルギー発電設備等の導入可能性調査を実施し、立地や施設利用状況等を踏まえて業務終了以降に効果的な導入を図るための基礎資料を作成することを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙「塩谷町 公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務仕様書」のとおり

(4) 発注者

塩谷町長 見形 和久

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年1月8日(木)まで

(6) 提案上限額

8,030,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(7) 担当部署及び問い合わせ・書類提出先

塩谷町くらし安全課 担当：山口・君嶋

郵便番号・住所

〒329-2292 栃木県塩谷郡塩谷町玉生 955 番地 3

電話 0287-45-1115

F A X 0287-41-1014

メール [kurashi@town.shioya.tochigi.jp](mailto:kurashi@town.shioya.tochigi.jp)

3 実施方法

企画提案書の公募によるプロポーザル形式、企画提案についてプレゼンテーションを実施し得点の高い事業者を優先交渉者として選定する。

なお、提案者が6者以上の場合には、企画提案書等による書類審査を実施し、上位と評価された5者によりプレゼンテーション審査を実施する。

審査は非公開とし、審査方法・内容及び結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

#### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を町が求める場合がある。

- (1) 公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務の履行実績が3件以上あること。
- (2) 栃木県内での類似業務・同種業務の履行実績が1件以上あること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく塩谷町の入札参加制限を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 国及び本町を含む地方自治体と現在係争中である者でないこと。

#### 5 公募型プロポーザルの手続等

##### (1) スケジュール

契約に至るまでのスケジュールは、下表のとおりである。なお、このスケジュールについては、参加者の状況、審査の進捗状況により変更する場合がある。

|   | 内容               | 期日              |
|---|------------------|-----------------|
| 1 | 公募開始(町ホームページ掲載)  | 令和7年6月23日(月)    |
| 2 | 質問書の提出期限         | 令和7年7月2日(水)     |
| 3 | 提案意向申出書提出期限      | 令和7年7月4日(金)     |
| 4 | 質問書の回答           | 令和7年7月4日(金)     |
| 5 | 企画提案書及び添付資料提出期限  | 令和7年7月14日(月)    |
| 6 | 提案に係るプレゼンテーション実施 | 令和7年7月24日(木)    |
| 7 | 結果の通知及び公表        | 令和7年7月28日(月)    |
| 8 | 契約               | 以降速やかに契約締結・業務開始 |

##### (2) 提出書類及び提出部数

次のNo.1～9の書類を全て提出すること(任意様式の場合は、A4判とする)。

| N0 | 提出書類の名称    | 様式      | 提出部数                | 提出期限      |
|----|------------|---------|---------------------|-----------|
| 1  | 提案意向申出書    | 様式第 1 号 | 正本 1 部              | 令和7年7月4日  |
| 2  | プロポーザル誓約書  | 様式第 2 号 |                     |           |
| 3  | 納税証明書 ※ 1  | －       | 1 部                 |           |
| 4  | プロポーザル提案書  | 様式第 3 号 | 正本 1 部<br>副本 8 部※ 2 | 令和7年7月14日 |
| 5  | 企画提案書      | 様式自由    |                     |           |
| 6  | 履行実績表      | 様式第 4 号 |                     |           |
| 7  | 業務実施体制表    | 様式第 5 号 |                     |           |
| 8  | 会社概要書      | 様式第 6 号 |                     |           |
| 9  | 価格提案書（見積書） | 様式第 7 号 |                     |           |

※ 1 No. 3 については、国税に未納の税額がないことの証明書、都道府県税に未納の税額がないことの証明書（提案意向申出をする日の 3 ヶ月以内の発行のもの）。

※ 2 事業者名、所在地、代表者名を記載しないものとする。

### （３）提出書類配布期間及び配布方法

ア 配布期間 令和 7 年 6 月 2 3 日（月）～令和 7 年 7 月 4 日（金）

イ 配布方法 本業務に要する様式は、本町ホームページ上でダウンロードすること

## 6 質疑・回答について

（１）受付期間：令和 7 年 6 月 2 3 日（月）～令和 7 年 7 月 2 日（水）

午後 5 時必着

（２）質問方法：電子メールにより、2（７）に提出すること。

（３）質問様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「塩谷町 公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

（４）回答日時：回答準備が整い次第順次回答を行う。

最終回答日は令和 7 年 7 月 4 日（金）を予定する。

（５）回答方法：質問への回答は本町ホームページに掲示し、個別には回答しない。

## 7 提案意向申出書の提出について

本件に参加する場合は、提案意向申出書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

なお、提案意向申出書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資

格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

- (1) 提出期限 令和7年7月4日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 提出書類 ① 提案意向申出書(様式第1号)  
② プロポーザル誓約書(様式第2号)  
③ 納税証明書
- (3) 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
- (4) 提出先 2(7)に同じ。
- (5) 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届(任意様式)を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

## 8 プロポーザル提案書等の提出について

- (1) 提出期限 令和7年7月14日(月)午後5時まで(必着)  
※提出期間内にプロポーザル提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。
- (2) 提出書類
  - ① プロポーザル提案書(様式第3号)
  - ② 企画提案書(様式自由/20頁まで)  
企画提案書は、A4用紙とし、複数ページとなる場合は、ページ番号を付すこと。
  - ③ 履行実績表(様式第4号)  
履行実績表の添付書類については、可能な限りA4サイズとすること。ただし、やむを得ずA3サイズとする場合は、片袖折りをしてA4サイズにあわせること。
  - ④ 業務実施体制表(様式第5号)
  - ⑤ 会社概要書(様式第6号)
  - ⑥ 価格提案書(見積書)(様式第7号)
- (3) 提出部数 正本1部 副本8部 CD-R1枚(CD-R電子データは押印省略可)
- (4) 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
- (5) 提出先 2(7)に同じ。

## 9 評価方法等

- (1) 事前書類審査 ※提案者が6者以上の場合のみ実施。  
提出された企画提案書及びその他提出書類について事前書類審査を行い、プレゼン

テーション審査対象者を5者に選定する。

事前書類審査の実施後、審査対象者には審査結果をメールにて通知する。（7月18日通知予定）

（2）プレゼンテーションの実施

ア 企画提案書、会社概要書（様式第6号）、価格提案書（見積書）（様式第7号）について、プレゼンテーションを実施し、1事業者につき30分以内（概ねプレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）とする。

イ プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーンは町で準備する。これ以外の必要な機器等は、提案者において準備すること。

ウ 出席者は3名以内、時間・場所・説明方法については、別途メールする。（7月18日通知予定）

（3）評価方法

企画提案書、会社概要書（様式第6号）価格提案書（見積書）（様式第7号）、プレゼンテーションについて、評価基準に基づいて評価する。

（4）契約候補者の選定方法

ア 各審査委員は、プロポーザル評価点数表における採点の合計点数を各提案者の点数とし、合計点数の高い事業者から順に各提案者の順位とする。

イ 合計点数が同点の場合は、見積価格が安い順とする。

ウ ア、イに関わらず、合計点数が満点の6割に満たない場合は、候補者として選定しない。

（5）その他

次に掲げる事項に該当する者は、提案書の提出をすることができないものとする。

既に提案書の提出をしているときは、これを提出していないものとみなす。

ア 提案者要件を欠くに至ったと町長が認めるとき

イ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

ウ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反したとき

エ 価格提案書の金額が2（6）の提案限度額を超えるとき

オ その他評価に影響を与える不正又は不誠実な行為があったと町長が認めるとき

10 選定結果の通知・公表

（1）契約候補者選定後、全ての参加者に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日に、下記項目において本町ホームページで公表する。

（2）公表事項

ア 第1順位の契約候補者の事業所名及び合計点数を公表する。

イ 契約に至った場合には、契約金額及び契約期間を公表する。

## 1 1 契約手続

- (1) 選定された業者と別紙仕様書に基づき協議を行い、随意契約により委託契約を締結する。なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において合計点数が次点の候補者と協議することとする。
- (2) 契約締結後においても契約業者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

## 1 2 その他

- (1) 企画提案書及び価格提案書については、1 者につき 1 提案に限る。
- (2) 提出期限後の企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、町から指示があった場合を除く。
- (3) 提案意向申出書を提出した後、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定める単位とする。
- (6) 提案者自ら提案内容を公表又は宣伝しないこと。
- (7) 提出された資料は、返却しない。
- (8) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、認めない。
- (9) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (10) 本業務は、環境省「令和 6 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）第 2 号事業」を活用するため、当該補助金の交付要領等により、補助金の目的や性格を十分理解して業務を行うこと。

## 塩谷町 公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務 仕様書

本仕様書は、塩谷町（以下、「本町」という。）が行う「塩谷町 公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務（以下、「本業務」という。）」にかかる基本事項について定めるものである。

### 1. 業務名称

塩谷町 公共施設等への太陽光発電設備等再生導入調査業務

### 2. 業務の目的

2020 年 10 月の政府による「2050 年カーボンニュートラル」の宣言を受けて、各分野で脱炭素化に向けた動きが一層加速している。また、2021 年には、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、法の基本理念として「2050 年までの脱炭素社会の実現」が位置付けられた。このような背景のもと、本町では、政府の実行計画に基づき、2030 年度までに設置可能な公共施設の 50%以上に再生可能エネルギー発電設備等※を設置することを目指している。

本業務は、町有公共施設を対象とした再生可能エネルギー発電設備等の導入可能性調査を実施し、立地や施設利用状況等を踏まえて業務終了以降に効果的な導入を図るための基礎資料を作成することを目的とする。

※本仕様書において、再生可能エネルギー発電設備等とは、太陽光発電設備、太陽光発電状況等表示設備、蓄電池を示すものとする。

### 3. 業務の内容

#### （1）基礎情報等の整理

本町すべての公共施設（80 施設）における設置可否、方法等を検討するため、下記事項について基礎情報等を整理する。また、整理した上で、設置の可能性及び導入効果（経済性や CO2 削減効果等）が高いと見込まれる施設を選定する。

##### ①地域特性・環境特性に関する情報

法令等で導入が制限される地域、環境保全等に係る情報、生活環境に係る情報、等

##### ②建築物及び敷地に関する情報

耐震基準、屋根形状、屋根面積、屋根角度、屋根の利用状況、敷地内の利用状況等

##### ③日照条件に関する情報

屋根方位、傾斜角度、気象状況等



④施設利用状況に関する情報

電気使用実績（デマンドデータ）等

⑤その他、整理が必要な事項

適宜提案すること。

（２）現地調査

（１）により選定した施設において、下記事項について現地調査を行い、設置可否を検討する。設置不可施設についてはその要因を整理する。

| 現地調査の項目（例）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・屋根形状・素材の確認</li><li>・屋根破損状況や設置物の確認</li><li>・日照条件や周辺環境の確認（反射光、日射を阻害する障害物の有無等）</li><li>・方角の確認</li><li>・キュービクルの設置箇所確認</li><li>・必要に応じて設置可能面積の実測</li><li>・屋根置き以外の設置可能性（敷地内等）他</li><li>・建築基準法への適合</li><li>・屋根の耐荷重、水漏れ、屋根排水</li><li>・景観阻害、光反射や電磁波による周辺影響</li><li>・その他の環境要因（消防活動の阻害、等）</li></ul> |

（３）概略検討及び発電シミュレーション

（１）及び（２）を踏まえ、設置可能と判断された施設について、下記の事項の調査を行った上で、設備設置方法を検討し、発電シミュレーションを行う。

①最適な設置方法

日射条件や施設の電力使用状況等を考慮した最適な設置方法を検討した上で、耐荷重等の構造条件の検証を行う（蓄電池設置の要否についても検討すること）。これらを踏まえて、設備配置計画（機器設備の参考諸元、配置・配線系統を記した図）としてまとめる。

②発電シミュレーション

①を踏まえ、発電シミュレーションを行い、温室効果ガス排出量の削減見込量、エネルギー削減見込量等を算出する。

なお、発電量の算定方法について、文書にて明確に説明するとともに、試算した場合の太陽光パネルの設置条件（設置場所、パネル枚数、傾斜角、方位角、など）についても明記すること。

（４）設置コストの調査・検討、事業性評価

（３）で検討した設置方法やシミュレーション結果をもとに、設置コストを試算し、事業

性評価を行う。また、事業性評価の結果から、施設ごとの導入手法を検討すること。

①設置コストの試算

シミュレーションをもとに、それぞれの設置・施工にかかるコストを試算する。  
コストの計算に際しては、機器及び据付費等の経費も含めた設置工事費を試算すること。

②事業性評価

発電シミュレーションの調査結果、コスト試算結果をもとに、事業性・採算性を評価する。評価方法としては、キャッシュフロー表を作成するなどの手法を提案すること。

③導入手法の検討

各施設・候補地ごとに、PPA（電気購入契約）・自己所有・リースなどの導入手法を検討する。

（５）導入計画（工程表）の作成

上記の案件毎キャッシュフロー及びこれまでの調査結果をもとに、町と協議の上、財政計画等を総合的に勘案しながら、対象地・施設に優先順位を付けて導入計画（工程表）を策定する。

導入計画には、年度毎の長期スケジュール、全体資金計画、全体資金計画等を記載する。  
加えて、優先順位の高い３～５施設については詳細な設計書を作成する。

（６）環境的・経済的・社会的効果の分析

公共施設、公有地への太陽光発電システムの導入による効果を判断するため、対象地・施設への設備設置による環境的効果（CO2削減効果、公共施設太陽光発電設置率、公共施設再エネ調達率、民生部門再エネ調達率等）、経済的効果（直接の事業発注効果、行政経費削減効果）、社会的効果（災害時系統電源喪失時の電源確保状況、施設利用者への教育的効果等）を分析する。

（７）業務報告書のとりまとめ

本業務の検討結果を業務報告書としてとりまとめる。

（８）本町の地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定に関する助言

本業務の結果から、本町にて策定している地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の変更点・修正内容について整理し、町に対して報告する。別途、提案上限額内で対応できる範囲で、計画の改定についても提案すること。

（９）打合せ協議

打合せ協議は必要に応じて適宜実施する。

４．成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

（１）電子データ（CD-R等） １式

- ・業務報告書
- ・その他、関連資料

## 5. その他

（１）受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

（２）受注者は、改正個人情報保護法を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（３）受注者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。

（４）本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定すること。

（５）本業務は、環境省補助事業である令和６年度（補正予算）「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）（第２号事業）」を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で、上記補助金の交付規定等を遵守し業務を実施することとする。